

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成24年11月20日（火）

担当課：政策部 財政課

件 名：大和市基金条例の一部改正について													
提出理由：土地開発基金について、公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用も見込まれないことなどから廃止したいため													
内 容： 1. 背景 - 本市では、昭和44年12月に公用若しくは公共用の土地を先行取得することにより、事業の円滑な執行を図るために、土地開発基金（以下、基金）を設立した。 - 土地の価格が急騰した時期には、大和駅周辺再開発のための用地取得にあたり、基金を有効活用していた。 - しかしながら、現在、基金で保有する用地（以下、基金用地）は、事業実施の遅延等により、長期にわたり、一般会計における買戻しが行われていない状況にある。 - また、保有する現金についても、新たな用地の取得に活用されず、定期預金で運用するに留まっている。 2. 基金残高（平成24年3月末現在） <table><tr><td>・原 資</td><td><u>49億 203万1,210円</u></td></tr><tr><td>・土 地</td><td></td></tr><tr><td>筆 数</td><td><u>38筆</u></td></tr><tr><td>総面積</td><td><u>10,853.17㎡</u></td></tr><tr><td>簿 価</td><td><u>45億1,967万3,264円</u></td></tr><tr><td>・現 金</td><td><u>3億8,235万7,946円</u></td></tr></table> 3. 課題 - 社会資本が一定水準まで整備され、土地価格が安定している現在、基金が用地を先行取得する必要性が薄れ、運用基金としての機能を失いつつある。 - 基金用地の大部分は、再開発事業用地であり、大和駅周辺再開発事業の進捗に併せ、基金用地を活用する可能性がある。 - 公共用地の取得にあたっては、取得価格の妥当性や取得目的の透明性・公正性を一層、明確にすべきことであり、当初予算に計上して、購入していくことが望ましい。	・原 資	<u>49億 203万1,210円</u>	・土 地		筆 数	<u>38筆</u>	総面積	<u>10,853.17㎡</u>	簿 価	<u>45億1,967万3,264円</u>	・現 金	<u>3億8,235万7,946円</u>	4. 今後の対応 (1) 基金の廃止 - 土地開発基金は、設立目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用も見込まれないことなどを踏まえ、平成24年度をもって廃止することとする。 (2) 基金財産の取り扱い - 廃止に伴う基金用地の取り扱いについて、予算措置による買い戻しは行わず、基金財産から公有財産への区分変更を行うことで対応する。 【同様の取り扱いを行った自治体】 東京都、熊本県、明石市、三浦市、逗子市 <土地> - 基金で所有する用地は、区分を変更し、各事業主管課が管理を行う行政財産とする。 - 各事業主管課は、別に定める未利用地の「利用促進方針」に基づいて、用地を適切に管理していく。 - 併せて、各用地が基金による取得目的に縛られることなく、有効に活用が図られるよう、管理方法等について、適宜検討、検証を行っていく。 <現金> - 保有する現金について、財政調整基金に積み立てることとし、後年度の予算の財源として有効に活用していく。
・原 資	<u>49億 203万1,210円</u>												
・土 地													
筆 数	<u>38筆</u>												
総面積	<u>10,853.17㎡</u>												
簿 価	<u>45億1,967万3,264円</u>												
・現 金	<u>3億8,235万7,946円</u>												
経 過	今後の予定												
S44.12 基金の額を2億円とし設立	H25.3 議案上程												
S62.9 基金の額を50億円に変更	H25.3 基金廃止												
H24.4～基金のあり方等について庁内で検討													